

致遠館高等学校

服装等に関する規程

令和5年4月1日改定

本校生徒は、致遠館高等学校の生徒であるという自覚と誇りを持ち、華美に流れず、清潔・端正な身なりを心がける。

1 制服

(1) 次の2つを、学校指定の制服とする。

- ・学校指定1 ()内は希望者のみ

冬季：ブレザー、冬用ズボン、カッターシャツ、ネクタイ、(ニットベスト、セーター)

夏季：夏用ズボン、半袖カッターシャツ

- ・学校指定2 ()内は希望者のみ

冬季：ブレザー、冬用スカート又はズボン、カッターシャツ、ネクタイ、ベスト、(セーター)

夏季：夏用スカート又はズボン、半袖ブラウス

(2) 冬季、夏季の期間は、次のとおりとする。ただし、寒暖を考慮して変更することがある。なお、1週間程度の移行期間を設けるものとする。

冬季：10月1日～5月31日

夏季：6月1日～9月30日

(3) 5月1日～5月31日及び10月1日～10月31日を、合服期間とし、その期間は、ブレザーは着用しなくてもよい。ただし、式典行事では、ブレザーを着用する。

(4) ネクタイは、3種類指定し、その中から自由に選択し着用できるものとする。入学式等の式典行事では、オフィシャル(ゴールド)を着用する。

2 校章

ブレザーの左襟に、校章を付けるものとする。

ベスト及びカッターシャツについては、左胸に校章の刺繍があるものとする。

3 履物

靴は、学校指定の黒革靴とする。

校舎内では、学校指定のスリッパを使用し、学年ごとに色を指定する。

4 靴下

靴下は、華美にならないよう心がける。入学式等の式典行事では、白色を着用する。

冬季は、ストッキング、タイツの着用を認める。

5 マフラー・手袋・防寒コート

マフラー・手袋・防寒コートは、冬季の厳寒期に限り着用を認める。華美にならないよう心がける。なお、校舎内での着用は控える。

6 頭髪

頭髪は、清潔でナチュラルな髪型を基本とし、致遠館生らしい品位を保つようにする。

7 その他

(1) 週休日及び祝日に、部活動のため登校する際は、登下校時に、部のジャージ等を着用してもよい。

(2) 本校生徒会が定めている「自主規制」について以下に示す。

致遠館高等学校生徒会自主規制

我々は、自由と規律のある学校を保つべく、生徒間の協定とも言うべき自主規制を定め、致遠館生のクライテリア(CRITERIA)に近づこうとするものである。

通学に関する規程

令和3年12月15日改定

通学途上においては、交通法規を順守し、自分で自分の身を守るとともに、他の規範となるよう交通道德の実践に努める。

1 自転車通学

- (1) 通学に自転車を使用する生徒は、「自転車通学許可願」（生徒指導部保管）を担任に提出し、許可を受ける。
- (2) 許可を受けた生徒は、学校が発行する「登録番号札」を自転車につけ、所定の場所に駐輪する。

2 原動機付自転車による通学は、原則として認めない。

諸願届・諸証明書に関する規程

令和5年4月1日改定

1 次のいずれかに該当する場合は、「届」を必要とする。

- (1) 住所変更、改姓名等がある場合
- (2) 欠席、忌引、早退をした場合
- (3) 生徒証明書を紛失又は汚損した場合
- (4) 校具その他公共物を破損した場合
- (5) 負傷その他事故があった場合
- (6) アルバイト又は自動車等免許取得をしようとする場合
- (7) 下宿から通学する場合

2 次のいずれかに該当する場合は、許可願を提出し、許可を受ける。

- (1) 生徒が関係教職員を通じて許可願を提出するもの
 - ア 週休日や祝日等に、学校校舎又は施設等を利用しようとする場合
 - イ ホームルーム活動、生徒会活動及び部活動を、下校時刻以後又は週休日、祝日等に実施する場合。このときは、原則として3日前までに許可を受ける。
 - ウ 火気を使用する場合（電気を使用する場合も含む。）
 - エ 校内で会を組織したり、集会を開こうとする場合
 - オ 校内でポスターの掲示、印刷物の配布、募金、署名又は調査を行う場合
このときは、原則として3日前までに許可を受ける。
- (2) 生徒が保護者連署で許可願を提出するもの
休学、復学、転学又は退学しようとする場合

3 次のいずれかに該当する場合は、申請の諸手続きを行う。

- ア 生徒証明書の再交付を申請する場合は、事務室に申し出る。
- イ 在学証明書、成績証明書、卒業（見込み）証明書等を申請する場合は、担任に申し出る。卒業生については、3年時の担任又は事務室に申し出る。
- ウ 列車、バス通学証明書を申請する場合は、事務室に申し出る。
- エ 旅客運賃割引証明書（学割）を申請する場合は、所定の「届書」に担任及び生徒指導主事の押印を受け、事務室に申し出る。

4 諸届・許可願等の手続き方法は、別紙「生徒諸届・許可願一覧」に示す。

生徒諸届・許可願一覧

| | 届 及び 許可願 | 備考 |
|---|-----------------------|--|
| 諸 届 | 1 住所変更、改姓名又は保護者の異動等届 | 保護者からの文書によって届け出る。 |
| | 2 欠席・忌引等届 | 事前に保護者が学校に連絡する。 |
| | 3 早退届 | HR担任に口頭で届け出る。 |
| | 4 公共物破損届 | HR担任又は部顧問に口頭で届け出る。事務室備え付けの公共物破損届に被害内容を記入する。故意又は不注意による場合は実費弁償する。 |
| | 5 負傷・事故等届 | HR担任又は部顧問に口頭で届け出る。 |
| | 6 アルバイト従事届 | 原則としてアルバイトには従事しない。 家庭の事情等により希望する場合は生徒指導部に届け出る。 |
| | 7 自動車等運転免許取得届 | 原則として3年生の最終登校日以降とする。 生徒指導部に届け出る。 在学中は、免許を取得しても、自動車等の運転は行わない。 |
| | 8 生徒証明書紛失（汚損）届 | HR担任に口頭で届け出る。 |
| | 9 下宿からの通学届 | HR担任に口頭で届け出る。 |
| 許 可 願 | 10 教室入室許可願 | 遅刻して登校した場合、副校長又は教頭の許可を得て、教室のHR担任又は教科担当に提出する。 |
| | 11 外出許可願 | HR担任又は授業担当の許可を得る。 |
| | 12 掲示・催し等許可願 | 物件、計画書、資料等を提出して、HR担任又は生徒会指導部の許可を得る。 |
| 保 護 者 連 署 の 許 可 願 | 13 転学・退学及び休学許可願 | HR担任に申し出る。 |
| | 14 復学許可願 | HR担任に申し出る。 |
| | 15 自転車通学許可願 | 学校が発行する登録番号札を付ける。 |
| 諸 手 続 | 16 生徒証明書再交付 | HR担任へ口頭で届け出た後、事務室へ申し出る。 |
| | 17 成績証明書 単位修得証明書 | 在学しているときはHR担任へ、卒業後は3年時のHR担任又は直接事務室へ申し出る。その際、卒業後は手続き手数料を徴収する。 |
| | 18 在学証明書 卒業（見込）証明書 | 直接事務室へ申し出る。卒業後は手続き手数料を徴収する。 |
| | 19 列車・バス等に係る 通学証明書 | JR及び各バス会社の通学定期券購入の際に必要な各種証明書及び申込書については、直接事務室へ申し出る。 |
| | 20 旅客運賃割引証明書 | HR担任、生徒指導部の押印後、事務室へ申し出る。 |

アルバイトに関する規程

令和3年12月15日改定

- 1 アルバイトには、在学中は原則として従事しない。ただし、家庭の事情等によりアルバイトを希望する場合は、「アルバイト従事届」（生徒指導部保管）を生徒指導部に提出する。
- 2 アルバイトは、学校の課業時間外に行うこととする。
- 3 アルバイトの内容が適当でないと判断した場合や、従事後に不適当と認められた場合は、アルバイトの中止を要請する。
- 4 アルバイトに従事する時も、本校生徒として品位を傷つけることのないよう心がける。
- 5 無届けでアルバイトを行った場合は、特別指導の対象として審議する。

自動車等運転免許取得に関する規程

令和3年12月15日改定

- 1 自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）運転免許の取得及び自動車学校又は教習所（以下「自動車学校」という。）への入校に関する留意事項を、次のように定める。
 - (1) 自動車等運転免許の取得を希望する生徒は、「自動車等運転免許取得届」（生徒指導部保管）を生徒指導部に提出する。
 - (2) 自動車学校への通学は、原則として3年生の最終登校日以降とする。ただし、就職内定者については、1月10日以降とする。
 - (3) 自動車学校への通学及び免許取得試験の受験は、学校の課業時間外に行うこととする。
 - (4) 在学中は、免許を取得しても、自動車等の運転は行わない。
 - (5) 自動車学校においても、高校生らしく規律正しく行動する。
- 2 無届けで自動車学校に通学するなど、上記に違反した場合は、特別指導の対象として審議する。

特別指導と懲戒に関する規程

特別指導と懲戒について

- (1) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- (2) 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、文書をもって校長がこれを行う。
- (3) 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - イ 正当な理由がなく出席常でない者
 - ウ 学校や社会の秩序を乱すなど、生徒としての本分に反した者
- (4) 教育上必要と認めるときは、特別指導を行うことができる。
- (5) 前項の指導を行う場合は、生徒の保護者等に対して特別指導の必要性を説明する。